

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	キタナゴヤ タロウ			
①氏名	北名古屋 太朗			
②生年月日	昭和	平成・令和	51年8月18日 満(43)歳	
③電話番号	0568-25-8500	④性別	男・女	
⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)				
(1) 離職等の場合				
離職等の時期	令和2年4月1日			
離職等した事業所	〇〇株式会社			
(2) 第3条第2号に規定する場合				
給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から収入が激減した。			
⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	4月1日までは安定した収入があり、世帯の生計を主として維持していた。			
⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)				
(1) 住居を喪失していること				
住居を喪失した時期	令和2年4月1日	(1)、(2)いずれか記入		
喪失した住居の住所	北名古屋西市西之保藤塚93番地			
現在の状況	知人宅に一時的に身を寄せつつ、転居を希望している。			
(2) 住居を喪失するおそれがあること				
現在の住所	北名古屋西市西之保藤塚93番地			
住居の家主等	愛知 太朗			
喪失するおそれのある住居の家賃額	37,000円			
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	令和2年4月末日に支払うべき令和2年5月分の家賃を支払うことができず、現在、家主に延納を申し入れているが開き入れてもらえない。			
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること				
フリガナ	キタナゴヤ タロウ	キタナゴヤ ハナコ		
氏名	北名古屋 太朗	北名古屋 花子		
続柄	本人	妻		合計
性別	男	女		
生年月日	S51.8.18	S51.1.1		
収入(月額)	100,000円	0円	円	円 100,000円
預貯金等	5,000円	0円	円	円 5,000円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。				
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。				
私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。				
また、裏面の注意事項について、同意します。				
令和2年4月20日				
北名古屋市福祉事務所長 殿			申請者氏名 北名古屋 太朗 印	

(注 意 事 項)

- 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

離職状況等に関する申立書

いずれかに○

私は、離職・廃業・就業機会の減少に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

北名古屋市福祉事務所長 様

令和2年4月20日

フリガナ

記名押印又は署名

氏名 ^{キタナゴヤ タロウ} 北名古屋 太朗 印
生年月日 昭和51年8月18日
電話番号 0568-25-8500

事業所名	〇〇株式会社
事業所	〒481-8531
所在地・電話	北名古屋市西之保清水田15 電話0568-22-1111
雇用保険適用状況	1. 雇用保険被保険者であった } 2. 雇用保険被保険者でなかった } どちらかに○
平均月額給与	200,000円 ※1
離職等時期	令和2年4月1日
離職等理由	1. 解雇※2、雇止め※3 2. 自己都合離職・廃業 3. 自己の責に帰すべき理由又は自己の都合によらない収入の減少※4 (具体的内容: 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が激減した) いずれかに○
証拠書類の提出が困難な理由	今まで給与明細をもらったことが一度もなく、勤務先社長と連絡が取れない状況。

0

- ※1 離職日以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。
- ※2 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。
- ※3 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。
- ※4 離職・廃業と同程度の状況にある場合を指します。